(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び介護予防・日常生活支援総合事業のうち第1号事業(以下「介護サービス」という。)を行う者(以下「事業者」という。)による介護サービスの提供に関し、事故が発生した場合の事務手続について、必要な事項を定めるものとする。

(報告すべき事故)

- 第2条 報告すべき事故は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 五戸町内の事業者が行う介護サービスで発生した事故
 - (2) 五戸町介護保険被保険者(以下「利用者」という。)を対象とし、五戸町外の事業者が行う介護サービスで発生した事故

(事故の種類)

- 第3条 事業者が報告すべき事故の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 介護サービスの提供(送迎及び通院等の間並びに利用者が事業所内にいる間を含む。)による利用者のけが(医療機関で受診を要したもの又は家族等に連絡したもの。)又は死亡事故その他重大な人身事故が発生したとき。
 - (2) 食中毒、感染症(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1類、2類、3類及び4類とし、5類であっても、インフルエンザ等が施設又は事業所内に蔓延する状態の場合を含む。)及び結核(以下「感染症等」という。)が発生したとき。
 - (3) 職員の法令違反、不祥事等が発生したとき。
 - (4) その他、町長に報告が必要と認められる事故が発生したとき。
- 2 前項の報告は、事業者の責任及び過失の有無にかかわらず報告しなければならない。 (報告の手順)
- 第4条 事業者は、次の手順に従い報告を行うものとする。
 - (1) 第一報 事業者は、事故発生後速やかに事故概要を電話又はFAXで報告するものとする。特に感染症等については、初動の遅れにより発症者が広まる恐れがあるため、病原体が確定する前であっても症状からその疑いがもたれた時点で報告するものとする。
 - (2) 事故発生報告 事業者は、事故発生から1週間以内に様式第1号「介護保険事業

者事故報告書」(以下「様式第1号」という。)を、感染症等の場合は様式第2号 「介護保険事業者事故報告書(感染症等)」(以下「様式第2号」という。)を提 出し、事故発生報告をするものとする。

- (3) 事故経過報告 事業者は、前号で定める事故発生報告後において、状況の変化が あった場合は、速やかに様式第1号を、感染症等の場合は様式第2号を提出し、事 故経過報告をするものとする。
- (4) 事故最終報告 事業者は、事態が終息し、再発防止に向けた検討が完了した場合は、速やかに様式第1号を、感染症等の場合は様式第2号を提出し、事故最終報告をするものとする。

(事故の対応等)

第5条 町長は、事業者からの事故報告に基づき、速やかに事故の状況把握等を行うとともに、保険者として必要な対応を行うものとする。

(他機関への情報提供)

第6条 町長は、青森県及びその他の関係機関における対応が必要と認められるときは、 必要な関係機関に情報提供をすることができる。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、介護サービスの事業者における事故発生時の報告等に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に発生した事故に係る報告については、なお従前の例による。

事故が発生した場合の五戸町への報告について

「五戸町介護保険地域密着型サービス事業者等における事故報告取扱要領」に基づき 報告を求める施設等

- 1 地域密着型サービス事業
- (1) 夜間対応型訪問介護
- (2) 定期巡回·随時対応型訪問介護看護
- (3) 地域密着型通所介護
- (4) 認知症対応型通所介護
- (5) 小規模多機能型居宅介護
- (6) 看護小規模多機能型居宅介護
- (7) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (8) 認知症対応型共同生活介護
- (9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 2 介護予防地域密着型サービス事業
- (1)介護予防認知症対応型通所介護
- (2)介護予防小規模多機能型居宅介護
- (3) 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業
- (1) 訪問型サービス
- (2) 通所型サービス